
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和5年第3回 *
*

(令和5年8月31日)

目 次

令和5年8月31日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報告第11号	専決処分報告について 「専決第7号 損害賠償の額の決定について」	1
報告第12号	専決処分報告について 「専決第8号 令和5年度柏原市一般会計補正予算（第4号）」	3
報告第13号	令和4年度決算に基づく柏原市健全化判断比率の報告について	10
報告第14号	令和4年度決算に基づく柏原市資金不足比率の報告について	11
議案第50号	柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の変更に関する協議について	12
議案第51号	令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	16
議案第52号	令和4年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	17
議案第53号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	18
議案第54号	柏原市手数料条例の一部改正について	19
議案第55号	令和5年度柏原市一般会計補正予算（第5号）	21
議案第56号	令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	38
認定第1号	令和4年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について	45
認定第2号	令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	46

認定第3号	令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入歳出決算の認定について	47
認定第4号	令和4年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	48
認定第5号	令和4年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	49
認定第6号	令和4年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について	50
認定第7号	令和4年度柏原市水道事業決算の認定について	51
認定第8号	令和4年度柏原市下水道事業決算の認定について	52

報告第11号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第7号 損害賠償の額の決定について

専決第7号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和5年7月18日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和5年5月15日 午後0時03分頃 大阪府柏原市安堂町 1番55号 柏原市役所駐車場内	柏原市内 在住 女性	10,030円	柏原市

報告第12号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第8号 令和5年度柏原市一般会計補正予算（第4号）

専決第8号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,291,477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和5年8月9日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 市債		1,217,300	6,300	1,223,600
	1 市債	1,217,300	6,300	1,223,600
歳入合計		28,285,177	6,300	28,291,477

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費		0	6,300	6,300
	1 公共土木施設 災害復旧費	0	6,300	6,300
歳出合計		28,285,177	6,300	28,291,477

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共土木施設 災害復旧事業債	千円 6,300	普通貸借又は 証券発行。た だし、事業の 進捗状況によ り起債額の全 部又は一部を 前借りするこ とができる。	年5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府・府 銀行 その他	30年（据置期間を含む。）以内に元利 均等又は元金均等で、年賦又は半年賦 で償還する。ただし、都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は借換えをすることができる。

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
20		市債	1,217,300	6,300	1,223,600			
	1	市債	1,217,300	6,300	1,223,600			
		8	0	6,300	6,300			
						1	6,300	公共土木施設災害復旧事業債
						1		公共土木施設災害復旧債

歳 出

(款) 13 災害復旧費

(項) 1 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
13		災害復旧費	0	6,300	6,300	6,300				
	1	公共土木施設災害復旧費	0	6,300	6,300	6,300				
	1	道路橋りょう災害復旧費	0	6,300	6,300	地方債 6,300		12 委託料	6,300	1 市道災害復旧事業 市道災害復旧工事測量設計業務委託料

報告第13号

令和4年度決算に基づく柏原市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.72)	— (17.72)	4.3 (25.0)	2.4 (350.0)

報告第14号

令和4年度決算に基づく柏原市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
柏原市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
柏原市市立柏原病院事業会計	—	
柏原市下水道事業会計	—	

議案第50号

柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、柏原羽曳野藤井寺消防組合規約を変更することについて関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原羽曳野藤井寺消防組合同規約の一部を変更する規約

柏原羽曳野藤井寺消防組合同規約（昭和38年9月27日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪南消防組合同規約

第1条中「柏原羽曳野藤井寺消防組合」を「大阪南消防組合」に改める。

第2条中「大阪府柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」を「富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村」に、「組合市」を「関係市町村」に改める。

第3条第1号中「消防団に関する事務」の次に「並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務」を加え、同条第2号中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第5条を次のように改める。

（議会の組織）

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は、18人とし関係市町村の選出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 富田林市 3人
- (2) 河内長野市 3人
- (3) 柏原市 3人
- (4) 羽曳野市 3人
- (5) 藤井寺市 3人
- (6) 太子町 1人
- (7) 河南町 1人
- (8) 千早赤阪村 1人

第6条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第7条第1項中「関係組合市」を「関係市町村」に改める。

第8条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第10条中「管理者」の次に「1人」を加え、「2人」を「7人」に改め、「会計管理者」の次に「1人」を加える。

第11条第1項及び第2項中「組合市」を「関係市町村」に、第3項中「の属する市の会計管理者をもって充てる」を「が任命する」に改める。

第12条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第13条第2項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第14条中「職員」を「消防吏員その他の職員(以下「職員」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

第15条第1項中「組合市の分賦金財産より生ずる収入」を「関係市町村の負担金、補助金」に、「支弁する」を「充てる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度(地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から令和6年3月31日までの適用については、第3条第1号中「消防に関する事務」とあるのは「消防に関する事務(柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に係るものに限る。)」とし、同条第2号中「関係市町村」とあるのは「柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」とする。

3 この規約による改正後の大阪南消防組規約第15条の規定は、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度分の経費の負担については、なお従前の例による。

(負担金の額に係る経過措置)

4 第15条第2項の規定にかかわらず、富田林市、河内長野市、太子町、河

南町及び千早赤阪村（以下「5市町村」という。）の負担金の額は、別途5市町村で締結する協定書に定める期間においては、附則別表のとおりとする。

（負担金の額に係る経過措置の延長等）

- 5 関係市町村は、前項の期間が経過するまでに、同項の期間の延長及び当該延長に係る5市町村の負担金の額について、所要の措置を講ずるものとする。

（負担金の額に係る経過措置の終了）

- 6 前項の延長に係る期間が経過した後における5市町村の負担金の額は、第15条第2項の規定の割合による額とする。

附則別表

市町村	経費負担
富田林市	(1) 関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の5市町村の合計額を算出する。
河内長野市	
太子町	
河南町	(2) (1)で算出した額について、消防広域化検討会の試算に用いた平成27年度から令和2年度までの消防費決算額（消防団費その他特殊事業経費を除いた一般財源分に限る。）の平均額に応じて按分した割合に応じた金額を5市町村それぞれが負担する。
千早赤阪村	

議案第51号

令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度柏原市市立柏原病院事業会計未処分利益剰余金1,083,500,221円のうち、800,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

議案第52号

令和4年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金3,665,307,515円のうち、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

議案第53号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第54号

柏原市手数料条例の一部改正について

柏原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市手数料条例の一部を改正する条例

柏原市手数料条例（昭和32年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,390,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,347,489	6,000	5,353,489
	2 国庫補助金	1,221,123	6,000	1,227,123
17 寄附金		285,766	20,300	306,066
	1 寄附金	285,766	20,300	306,066
19 諸収入		1,701,349	126,627	1,827,976
	5 雑入	1,394,796	126,627	1,521,423
20 市債		1,223,600	△ 54,372	1,169,228
	1 市債	1,223,600	△ 54,372	1,169,228
歳入合計		28,291,477	98,555	28,390,032

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,642,171	13,000	2,655,171
	2 徴税費	370,535	13,000	383,535
3 民生費		13,057,397	54,503	13,111,900
	1 社会福祉費	6,689,757	40,843	6,730,600
	2 児童福祉費	4,452,950	13,660	4,466,610
4 衛生費		2,594,836	300	2,595,136
	1 保健衛生費	1,465,378	300	1,465,678
8 消防費		1,211,761	9,844	1,221,605
	1 消防費	1,211,761	9,844	1,221,605
9 教育費		2,685,096	12,708	2,697,804
	1 教育総務費	814,111	93	814,204
	2 小学校費	491,602	7,479	499,081
	3 中学校費	572,349	4,707	577,056
	5 社会教育費	630,397	429	630,826
13 災害復旧費		6,300	8,200	14,500
	1 公共土木施設 災害復旧費	6,300	8,200	14,500
歳出合計		28,291,477	98,555	28,390,032

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
臨時財政対策債	200,000	137,428
公共土木施設災害復旧事業債	6,300	14,500

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	5,347,489	6,000	5,353,489			
	2	国庫補助金	1,221,123	6,000	1,227,123			
		民生費国庫補助金	264,207	6,000	270,207			
						2 児童福祉費補助金	6,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付 3,000 事業費補助金（ひとり親世帯分） 子育て世帯生活支援特別給付金給付 3,000 事業費補助金（ひとり親以外の世帯分）

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
17		寄附金	285,766	20,300	306,066			
	1	寄附金	285,766	20,300	306,066			
		指定寄附金	285,766	20,300	306,066			
						1 指定寄附金	20,300	まちづくり応援寄附金（企業版ふるさと納税）

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
19		諸収入	1,701,349	126,627	1,827,976					
	5	雑入	1,394,796	126,627	1,521,423					
		2	雑入	1,393,666	126,627	1,520,293				
							1 雑入	126,627	その他雑入	

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
20		市債	1,223,600	△ 54,372	1,169,228					
	1	市債	1,223,600	△ 54,372	1,169,228					
		7	臨時財政対 策債	200,000	△ 62,572	137,428				
							1 臨時財政対策債	△ 62,572	臨時財政対策債	
		8	災害復旧債	6,300	8,200	14,500				
1 公共土木施設災害 復旧債	8,200						公共土木施設災害復旧事業債			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	2,642,171	13,000	2,655,171		13,000			
	2	徴税費	370,535	13,000	383,535		13,000			
		1 徴税費	370,346	13,000	383,346		13,000			
								22 償還金、利 子及び割引 料	13,000	4 市税収税事業 過誤納金還付金

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		民生費	13,057,397	54,503	13,111,900	13,292	41,211			
	1	社会福祉費	6,689,757	40,843	6,730,600	700	40,143			
		1	社会福祉総務費	1,504,711	700	1,505,411	その他 700			
								18 負担金、補助及び交付金	700	10 生活保護世帯大学等進学者就学支援金給付事業 生活保護世帯大学等進学者就学支援金
	3	障害者自立支援費	2,252,833	40,143	2,292,976		40,143			
							22 償還金、利子及び割引料	40,143	1 障害者自立支援給付等事業 令和4年度国庫負担 35,435 金返還金 令和4年度府負担金 2,595 返還金 3 障害児支援事業 令和4年度国庫負担 2,113 金返還金	

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		児童福祉費	4,452,950	13,660	4,466,610	12,592	1,068				
	1	児童福祉総務費	407,566	800	408,366	その他 107	693				
								12 委託料	693	2	こども施設課事務費
								18 負担金、補助及び交付金	107		保育システム改修業務委託料
										11	ひとり親家庭等福祉対策事業 自立支援教育訓練補助金
	6	放課後児童会費	147,484	6,860	154,344	その他 6,485	375				
								12 委託料	6,860	1	放課後児童会事業運営費 アフタースクールオンライン プログラム実施業務委託料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
		7	86,151	6,000	92,151	国庫支出金						
		子育て世帯生活支援特別給付金事業費				6,000		18	負担金、補助及び交付金	6,000	1	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 3,000 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯分） 3,000

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,594,836	300	2,595,136	300				
	1	保健衛生費	1,465,378	300	1,465,678	300				
		4 環境衛生費	373	300	673	その他				
						300		7 報償費	200	2 環境美化推進事業
								10 需用費	67	環境教育出前講座講
								17 備品購入費	33	師謝礼
										消耗品費
										200
										67
										33

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
8		消防費	1,211,761	9,844	1,221,605		9,844				
	1	消防費	1,211,761	9,844	1,221,605		9,844				
		1	常備消防費	1,132,405	9,844	1,142,249		9,844	18 負担金、補助及び交付金	9,844	2

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
9		教育費	2,685,096	12,708	2,697,804	12,708					
	1	教育総務費	814,111	93	814,204	93					
		2	事務局費	434,321	93	434,414	その他 93		10 需用費	93	4

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	2	小学校費	491,602	7,479	499,081	7,479						
		1 学校管理費	409,830	327	410,157	その他 327		10 需用費	327	5	小学校保健対策事業 消耗品費	
		2 教育振興費	81,772	7,152	88,924	その他 7,152		10 需用費 11 役務費 17 備品購入費 18 負担金、補助及び交付金	768 40 44 6,300	1	小学校教育振興事業 消耗品費 庁用器具費 4 小学校低所得世帯教育支援金給付事業 通信運搬費 小学校低所得世帯教育支援金	768 44 6,300 40

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		中学校費	572,349	4,707	577,056	4,707				
	1	学校管理費	514,704	218	514,922	その他 218		10 需用費	218	5 中学校保健対策事業 消耗品費
2	教育振興費	57,645	4,489	62,134	その他 4,489		10 需用費 11 役務費 17 備品購入費 18 負担金、補助及び交付金	576 20 33 3,860	1 中学校教育振興事業 消耗品費 庁用器具費 4 中学校低所得世帯教育支援金給付事業 通信運搬費 中学校低所得世帯教育支援金	576 33 3,860 20

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
5		社会教育費	630,397	429	630,826	429					
	6	図書館費	173,245	429	173,674	その他					
						429		17 備品購入費	429	2 図書館運営費	図書館購入費

(款) 13 災害復旧費

(項) 1 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
13		災害復旧費	6,300	8,200	14,500	8,200				
	1	公共土木施設災害復旧費	6,300	8,200	14,500	8,200				
		2	都市計画施設災害復旧費	0	3,200	3,200	地方債 3,200	14 工事請負費	3,200	1 公園施設災害復旧事業 公園施設災害復旧工事 (説明番号 2)
3	河川災害復旧費	0	5,000	5,000	地方債 5,000	14 工事請負費	5,000	1 河川災害復旧事業 河川災害復旧工事 (説明番号 3)		

議案第56号

令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,917,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 府支出金		944,369	357	944,726
	1 府負担金	904,717	357	905,074
8 繰越金		0	50,336	50,336
	1 繰越金	0	50,336	50,336
歳入合計		6,867,277	50,693	6,917,970

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		3,295	2,086	5,381
	1 基金積立金	3,295	2,086	5,381
6 諸支出金		2,430	48,607	51,037
	1 償還金及び 還付加算金	2,430	48,607	51,037
歳出合計		6,867,277	50,693	6,917,970

令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4 府支出金

(項) 1 府負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
4		府支出金	944,369	357	944,726			
	1	府負担金	904,717	357	905,074			
		1 介護給付費負担金	904,717	357	905,074			
						2 過年度分	357	過年度分介護・予防給付費負担金

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
8		繰越金	0	50,336	50,336				
	1	繰越金	0	50,336	50,336				
		1 繰越金	0	50,336	50,336				
						1 繰越金	50,336	前年度剰余金	

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		基金積立金	3,295	2,086	5,381	2,086				
	1	基金積立金	3,295	2,086	5,381	2,086				
		1 介護給付費 準備基金積 立金	3,295	2,086	5,381	その他 2,086		24 積立金	2,086	1 介護給付費準備基金積立金 介護給付費準備基金積立金

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6		諸支出金	2,430	48,607	51,037	48,607				
	1	償還金及び 還付加算金	2,430	48,607	51,037	48,607				
	3	償還金	0	48,607	48,607	その他 48,607				
							22 償還金、利 子及び割引 料	48,607	1 償還金	国庫支出金返還金 42,735 支払基金交付金返還 金 4,641 府支出金返還金 1,231

認定第1号

令和4年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度柏原市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第2号

令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
の認定について

令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、
地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第3号

令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入歳出決算の認定について

令和4年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第4号

令和4年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第5号

令和4年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第6号

令和4年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について

令和4年度柏原市市立柏原病院事業決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第7号

令和4年度柏原市水道事業決算の認定について

令和4年度柏原市水道事業決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第 8 号

令和 4 年度柏原市下水道事業決算の認定について

令和 4 年度柏原市下水道事業決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 31 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩